

碧南市骨髓提供者等助成金交付事業のご案内

骨髓提供者と、提供者が働く職場を応援します

公益財団法人日本骨髓バンクが実施する骨髓バンク事業にドナー登録を行い、平成31年4月1日以降に骨髓又は末梢血幹細胞の提供を行った人及び骨髓提供者が勤務する事業所に対して、助成金を交付します。

交付対象者

- ①骨髓提供者で骨髓等の提供の日に市内に住所を有する人
- ②①の骨髓提供者（個人事業主を除く。）が骨髓等の提供の日に勤務している国内の事業所（国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人及び公立大学法人を除きます。）

助成金額

①骨髓提供者

次に掲げる骨髓等の提供に係る通院又は入院に要した日1日につき20,000円（上限140,000円）

- ア 健康診断に係る通院
- イ 自己血貯血に係る通院
- ウ 骨髓等の採取に係る入院
- エ その他市長が必要と認める通院及び入院

②事業所

骨髓提供者が骨髓等の提供を行うため休業した日1日につき10,000円（上限70,000円）

事業所が複数ある場合は、骨髓提供者が骨髓等の提供を行うためそれぞれの事業所を休業した日数を合算します。

*他の地方公共団体による骨髓提供者に対する類似の助成を受けている場合は、その額を助成金の額から控除します。

申請期限

骨髓等の提供の日から3ヶ月以内

申請に必要な書類

※申請書は碧南市のホームページからダウンロードできます。

①骨髓提供者

- ア 碧南市骨髓提供者等助成金交付申請書（提供者用）
- イ 骨髓バンクが発行する骨髓等の提供を証する書類
- ウ その他市長が必要と認める書類

②事業所

- ア 碧南市骨髓提供者等助成金交付申請書（事業所用）
- イ 骨髓バンクが発行する骨髓等の提供を証する書類
(骨髓提供者が自身の助成金交付申請をすでにしている場合は不要。)
- ウ 骨髓提供者との雇用関係が確認できる書類（雇用証明書等）
- エ その他市長が必要と認める書類



お問合せはこちら…

碧南市骨髓提供者等助成金交付事業に関するご質問

碧南市役所 健康課庶務係
(保健センター内)
〒447-0855
碧南市天王町1丁目70番地
Tel: 0566-48-3753



骨髓の提供に関するご質問

公益財団法人
日本骨髓バンク
Tel: 03-5280-1789
<https://www.jmdp.or.jp/>

骨髓バンク登録窓口

愛知県衣浦東部保健所
生活環境安全課
〒448-0857
刈谷市大手町1丁目12番地
Tel: 0566-21-4797

